

# 富加町立富加小学校 いじめ防止基本方針

令和8年5月改訂

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 学校としての構え

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。なお、いじめの認知は、特定の職員のみによることなく、学校におけるいじめ未然防止対策のための組織を活用して行う。
- ⑤ 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応し解決にあたる。
- ⑥ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。なお、いじめが解消している状態は、次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ア) 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続している。
  - イ) 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

## 2 いじめの未然防止のための取組

- ・児童一人一人が大切にされ、自分の存在感や自己実現の喜びを実感することができるように、豊かな人間関係を育てるような学級経営を基盤とする。
- ・どの子も「学級に居場所」があり、互いに認められる「承認される場」を位置づける。
- ・「わかる・できる授業」を推進し、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。
- ・絆の日の活動、道徳、人権教育等を通して人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。

- ・学級でよいところ見つけを位置づけ、思いやりの心を育成するとともに、日常生活から自己を見つめ、規範意識を育成する指導を充実する。
- ・教師自らが「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、正義感を持って指導に当たる。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を学校評価の強化項目に位置づける。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育についての指導を一層充実する。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組 〈全職員が一致団結して問題の解決にあたる〉

- ① 全ての教職員で児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。（青空の時間を活用）
- ② 児童の些細な変化や言動に気づいた場合はすぐに報告・連絡・相談し組織的な対応につなげる。
- ③ 日常的な生徒指導交流会の充実（気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る）
- ④ 教育相談活動の充実（年3回教育相談週間の実施）
- ⑤ 望ましい人間関係を育てる学級経営の充実
- ⑥ 学校生活に関するアンケートの実施（年3回実施：児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。アンケートは5年間保存する。）
- ⑦ 教職員研修の充実と保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

### 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

委員会は下記のメンバーとする

学校職員：校長、教頭、教務主任、主幹教諭、生徒指導主事、当該学年主任、当該担任、養護教諭、教育相談主任  
 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員代表、スクールカウンセラー、町教委(教育管理監)、教員OB、民生委員、児童委員、弁護士

学校職員による委員会は、いじめの相談・通報があれば即時に開催する。校外職員を含めた委員会は、必要に応じて実施する。

いじめ未然防止・対策委員会の役割としては以下の内容が想定される。

- ・いじめの早期発見のため・いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見事案対処のため、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめ被害者への支援・加害者への指導体制・対応の方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PCDAサイクルの実行を含む）

## 5 いじめ問題発生時の対処

### (1) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめなど生徒指導上の問題が発生した場合は、「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、敏速に支援体制をつくり、対処する。また、速やかに事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

### (2) 対応順序と重点

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に行い、必要に応じて保護者の協力を得る）
- ④ いじめを受けた児童に寄り添ったケア（必要に応じて専門家に力を借りる。）
- ⑤ いじめた児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する。）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（町教育委員会への報告、加茂警察や中濃子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）少なくとも3か月は被害児童を見届けていく。

## 6 「いじめ解消」の定義

いじめが解消している状態とは、少なくともふたつの要件が満たされている場合である。

### ① いじめに係る行為が止んでいること。

- ・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為の止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。

### ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・被害児童とその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接などで確認する。解消とした後も被害児童の観察を継続して行う。

## 7 「重大事態」への対処

### (1) 重大事態の判断

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>一 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</li><li>二 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</li><li>三 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。</li></ul> |
|---|

### (2) 対応

- ① 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- ② 町教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設定する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査については、調査前に調査する旨を、調査後には、その結果を教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

⑥「申し立て」のあった時点で、学校はいじめにより重大事態が発生した疑いがあるものとして調査を開始する。

**8 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画**

|    | 学校全体の活動内容・取組  | 対策委員会、生徒指導委員会等  |
|----|---|---|
| 前期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関するアンケート</li> <li>学校生活に関するアンケートの実施</li> <li>相談室の利用方法についての説明と呼びかけ</li> <li>学級での「よいところ見つけ」(年間)</li> <li>児童集会・温かい人間関係づくり(年間)</li> <li>校報、ホームページで「基本方針」等の発信</li> <li>P T A総会で「方針」説明</li> <li>レインボーリング</li> <li>教育相談週間①</li> <li>h y p e r - Q Uの実施</li> <li>あったか言葉の指導</li> <li>通学班会</li> <li>児童、保護者へ向けた情報モラル教育の実施</li> <li>職員会(夏休みまでの実態と防止対策の見直し)</li> <li>職員研修会(いじめの早期発見・対応等について)</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>隔週打合せでの児童交流(年間)</li> <li>生徒指導委員会の開催(基本方針等の共通理解)</li> <li>いじめ未然防止・対策委員会(ケース会議)の開催(年間を通して適宜行う)</li> <li>学校運営協議会で「方針」説明</li> <li>いじめ防止、不登校対策委員会</li> <li>民生児童委員との懇談会</li> <li>職員研修</li> </ul> |
| 後期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関するアンケート</li> <li>学校生活に関するアンケートの実施</li> <li>レインボーリングの縦割り活動</li> <li>通学班長会</li> <li>教育相談週間②</li> <li>h y p e r - Q Uの実施</li> <li>レインボーリング</li> <li>あったか言葉週間</li> <li>「ひびきあいの日」に向けた取組</li> <li>教職員、保護者取組評価アンケート(学校評価)</li> <li>いじめに関するアンケート</li> <li>学校生活に関するアンケートの実施</li> <li>教育相談週間③</li> <li>レインボーリング</li> <li>見守り感謝の会</li> <li>6年生ありがとうの会</li> <li>通学班会</li> <li>いじめ防止基本方針の見直し</li> <li>校報、ホームページで今年度の総括と次年度の取組発信</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営協議会でアンケート結果を報告し来年度の方向を確認する。</li> <li>生徒指導委員会の開催</li> <li>民生児童委員との懇談会</li> <li>いじめ防止、不登校対策委員会</li> </ul>  |